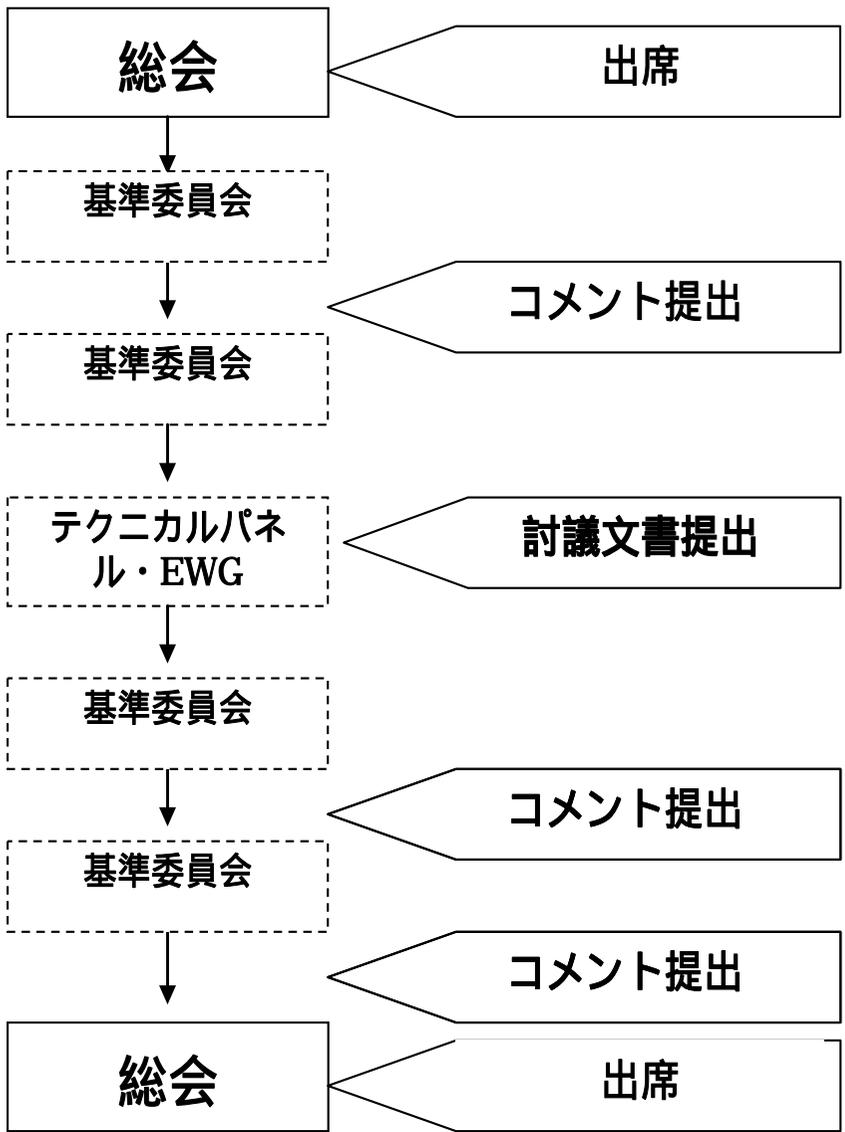


新規作業

仕様書

基準案

採択



出席

資料 3

基準委員会

コメント提出

資料 4

基準委員会

討議文書提出

テクニカルパ  
ネル・EWG

基準委員会

コメント提出

資料 1 - ~

基準委員会

コメント提出

資料 2

総会

出席

## 臭化メチルの代替措置検討のためのガイドライン

### 1. 基準の目的及びスコープ

IPPC の主な目的は植物の防疫であるが、環境の保護に関する国際的に認められた原則も考慮することとされている。検疫目的の臭化メチル使用はモントリオール議定書による削減の対象となっていないが、将来の使用制限に備え、代替戦略が必要とされてきている。このため、臭化メチル代替に向けた検討の枠組みを提供するガイダンスを作成する。

### 2. 経緯

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<p><b>スコープ</b></p> <p>植物検疫措置として使用される臭化メチルの排出を削減するために、国家、地域植物防疫機関が策定する臭化メチル使用の削減や代替の戦略のための指針を提供する。</p> <p><b>要件の概要</b></p> <p>臭化メチルの大気中への放出を削減することを全体の目的として、国家、地域植物防疫機関は、以下を検討することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臭化メチル使用量を削減する方法</li> <li>・ 物理的方法により臭化メチルの排出を削減する方法</li> <li>・ 臭化メチルの使用に代わる処理および手続の促進および実施方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本 ISPM 案では、臭化メチル使用を削除するために、臭化メチルの使用者が行う措置に主体が置かれているため、臭化メチルの使用の原因となる検疫有害動植物の発見頻度を減らすために輸出国での防除についても記載すべき。</li> <li>・ 本 ISPM 案は、各国の措置を調和させるための国際基準というよりむしろ、IPPC のポリシーペーパーとすべき。</li> </ul>	<p>(各国、地域から 476 のコメントが提出)</p> <p><u>我が国のコメントについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植物検疫要求事項に適合した積荷を輸出することが、臭化メチル使用の削減への取組となりうる旨の記述が追加された。</li> <li>・ 本 ISPM 案の取扱については、総会にて議論されることとなった。</li> </ul> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臭化メチル代替または削減の戦略に地域植物防疫機関が直接関与するものではない</li> </ul> <p>地域植物防疫機関を本 ISPM の範囲から削除した。</p>

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国が臭化メチル代替または削減のために取り得る方法について具体的に記述すべき 以下を含む具体例が追加された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ISPM No. 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」に臭化メチル代替処理方法が追加された場合、加盟国は可能であればそれらを使用することが推奨される。</li> <li>- 臭化メチルの効果が不確かな場合使用を避ける。</li> <li>- 使用量削減のために、薬量や処理時間を再検討する。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 . 総会採択案への対応方針案

内容的にはこれまでの我が国のコメントが反映されたものとなっており特段の問題はないと思われるが、本 ISPM の取扱については、ポリシーペーパーとすべきとの基本的立場で対応することとしたい。

## 積荷のサンプリング

### 1．基準の目的及びスコープ

サンプリング手法は検査のための重要な要素であり、国際的に調和された適切なサンプリングが実施されるため、積荷の輸出入及びトランジットにおけるサンプリングに関するガイドラインを提供する。

### 2．経緯

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<p><b>スコープ</b></p> <p>植物検疫における検査又は試験材料収集プロセスの一部として行われるサンプリング方法の決定に関する指針。</p> <p><b>要件の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サンプルサイズを統計学的に決定するために必要となるパラメータの概説</li> <li>・ 各々のパラメータ間の関係及びサンプルサイズの計算</li> <li>・ サンプリングを行うための各種の手法</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信頼水準（Confidence Level）</li> <li>・ 合格判定個数（Acceptance number）</li> <li>・ サンプルサイズ（Sample size）</li> <li>・ 限界寄生率（Level of Detection）</li> <li>・ 検出確率（Efficacy of detection）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この基準では、サンプリングについての一般論を中心に述べられており、知見の限られている加盟国は、本 ISPM 案を参照しただけでは、実際の植物検疫現場におけるサンプリング方法を決定することは困難と考えられる。このため、有益な ISPM とするためには、実際の植物検疫において各国が利用できるような記述とすべき。</li> <li>・ この基準で記述されているサンプリング手法の多くはランダムサンプリングを前提に設定されている。しかしながら、ランダムサンプリングの意義についての記述が無い。このため、ランダムサンプリングの意義についての記述を追加し、その重要性について強調すべき。</li> </ul>	<p>（各国、地域から 351 のコメントが提出） 我が国のコメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本基準案を補足する、説明文書を別途作成することが SC により勧告されたため、今後、本 ISPM への理解が促進されると考えられる。</li> <li>・ ランダムサンプリングについては、有効なサンプリング方法の 1 つであるが、それ以外のサンプリング方法もある旨 SC より表明され、我が国のコメントは反映されなかった。</li> </ul>

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>許容レベル (Tolerance level)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロットにおける有害動植物の分布が集中分布している場合、この基準ではベータ二項分布によりサンプリングサイズを計算することとなっているが、サンプリングサイズの計算には、病害虫の集中分布の程度が既知である必要があるため、実用的ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベータ二項分布によるサンプリングサイズの計算についての記述に特段の修正はなされなかった。</li> </ul>

### 3 . 総会採択案への対応方針案

ランダムサンプリングの重要性やサンプリングサイズの計算方法に関する我が国の考え方が理解を得られるよう、適宜対応することとしたい。

## ミバエ類の有害動植物低発生地域の設定

### 1. 基準の目的及びスコープ

ミバエ類のシステムズアプローチの一要素として有害動植物低発生地域 (ALPP)の確立と維持のためのガイダンスを提供する。

システムズアプローチ：2つ以上の独立した措置の組み合わせにより、有害動植物に対する適切な保護水準を達成するもの。

### 2. 経緯

昨年までの検討において、

- ・ FF-ALPP の具体例（例：チチュウカイミバエの場合、1日にトラップに捕獲されるミバエが平均0.1頭以下をALPPとする）を記述した附属書1に対し、その数字の根拠を明確にするべきである。
- ・ 「ミバエ類が自然に低発生であるような地域では、信頼できる記録があれば、低発生であることを認定されるべきである。」旨の記述に対し、自然に低発生な地域であっても調査によってステータスを確認する必要がある等のコメントを我が国から提出した結果、いずれも基準案に反映されている。

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<p><b>スコープ</b></p> <p>経済的な重要性を持つミバエ類 (Tephritidae)を対象とした、有害動植物低発生地域(FF-ALPP)の確立と維持のためのガイドライン。</p> <p><b>要件の概要</b></p> <p>一般的要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- FF-ALPPの運用面および経済面での実行可能性を確認すること</li> <li>- 当該地域の目的を記述すること</li> </ul>	<p>他の ISPM との整合性や、ALPP を設置する際の調査方法の明確化等、若干のコメントを提出。</p>	<p>(各国、地域から530のコメントが提出)</p> <p><u>我が国のコメントについて</u></p> <p>概ね受け入れられる形で変更された。</p> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの程度の発生量を低発生と決定するのかについての説明が不十分</li> </ul> <p>貿易相手国によって規定された発生量や、同じ又は似た状況(対象ミバエの種類、寄主、農業環境)に対し、他の国が用いている発生量が、一般的に考慮される事項に含まれる旨</p>

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>- ALPP の対象ミバ工種を列挙すること</li> <li>- 作業計画</li> <li>- FF-ALPP の決定</li> <li>- 文書化と記録保持</li> <li>- 監督活動</li> </ul> <p>付属書 1：FF-ALPP の確立の際、ミバ工類の発生量の推定を行うためのパラメータ（1日に1トラップで捕獲されるミバエの頭数）について示されている。</p> <p>付属書 2：発生量が特定の低発生レベルを超えた場合に実施すべき是正措置計画について示されている。</p> <p>その他具体的要件：植物防疫手続き、サーベイランス、並びに FF-ALPP ステータスの停止、喪失および回復等</p>		<p>追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミバエの発生量が特定の低発生レベルを繰り返し超える FF-ALPP は、ステータスを喪失し、再設定が必要とされている可能性があるため、是正措置を適用するべきではない旨 ANNEX2 に追加。</li> </ul>

### 3 . 総会採択案への対応方針案

総会採択案は、これまでの我が国の主張が反映されたものであるが、他の ISPM との整合等考慮しつつ適宜対応することとしたい。

## ISPM No. 5 植物検疫用語集の改正

## 1. 基準の目的及びスコープ

ISPM No. 5 は、IPPC 及び ISPM の履行のために国際的に調和された用語の定義・使用法を提供するために作成された用語集である。本 ISPM は毎年の総会で、改正されることとなっている。

また、本 ISPM には、用語の解説を示した補足(Supplement)が附属されている。

## 2. 経緯

新規補足案「剥皮及び樹皮無し材」に対し、昨年までの検討において、

- ・ 樹皮と病害虫のリスクについての関係についての記述については、科学的根拠が必要である。
- ・ 上記記述が無い場合、独立した ISPM としてとりあつかうべきではない。

等のコメントを我が国から提出した結果、いずれも基準案に反映されている。

参考 本補足案は 2006 年、独立した ISPM として各国協議 2007 年、総会に ISPM No.5 の補足案として提案 2007 年、総会から差し戻し

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<p><b>新規用語案</b></p> <p>「プレバレンス (prevalence (of a pest))」 〔定義〕</p> <p>所定の時間においてある植物、植物生産物又はその他の品目の母集団 (population) の中のある病害虫に冒されている単位 (unit) の割合。又は、所定の時間における規定された指標又は値の範囲で表されるある地域内での病害虫の発生レベル。</p> <p>「許容レベル(tolerance level)」 〔定義〕</p>	<p>特段のコメントを提出していない。</p>	<p>(各国、地域から 55 のコメントが提出)</p> <p>「プレバレンス (prevalence (of a pest))」, 「許容レベル(tolerance level)」は、用語として不明確であるため、今時総会には提出されないこととなった。</p> <p>プレバレンスに代わり「発生 (incidence)」が、許容レベルについては再定義後、それぞれ新たに本年 5 月開催される SC において検討されることとなった。</p>

各国協議された基準案の概要	我が国コメントの概要	協議後の変更点の概要
<p>病害虫の防除又はまん延・侵入を防ぐ行動をとる当該病害虫のプレバレンスの閾値。</p> <p><b>新規補足案</b>  「剥皮及び樹皮無し材」  〔概要〕  木材に付着する検疫有害動植物の侵入やまん延のリスクを減らすため、樹皮の除去が要求される場合における、剥皮された木材と樹皮なし木材の区別に関する実用的なガイダンス。  また、樹皮の除去の有効性やその科学的正当性は明記しない。</p>	<p>「一般の製材過程では、針葉樹に 3%、非針葉樹には 10% 以下の樹皮が残る可能性がある。」と記述されているが、3% や 10% 等の具体的数字を示す場合は、その科学的根拠が必要である。</p>	<p>(各国、地域から 218 のコメントが提出)</p> <p>本補足案については、有害動植物のリスクと樹皮の関係について検討する必要があるため、今時総会へ提出されず、再検討されることとなった。</p> <p>本補足案に含まれる用語の定義(樹皮、樹皮無し材、剥皮材)については、総会へ提出されることとなった。</p> <p>〔定義〕  <b>樹皮</b>: 形成層の外側にある木質の幹、枝又は根の層  <b>樹皮無し材</b>: 木節の周囲の内生樹皮及び年輪間に入った皮を除いた、すべての樹皮が除去された木材  <b>剥皮材</b>: 木材から樹皮を取り除くための処理を施された木材。(剥皮材は必ずしも樹皮無し材ではない)</p>

### 3 . 総会採択案への対応方針案

#### 樹皮、樹皮無し材、剥皮の定義

特段の問題はないと思われるため原案を支持する方向で対応したい。